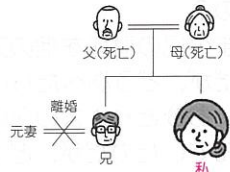


8 おひとりさま・おふたりさまの相続人になる人が気を付けておきたいことはどんなこと？

Q 私は二人兄弟で兄がいます。兄はバツイチですが子供もおらず、再婚もしていないので、将来的には私が相続人になると思います。どんなことに気を付けたらよいのでしょうか？



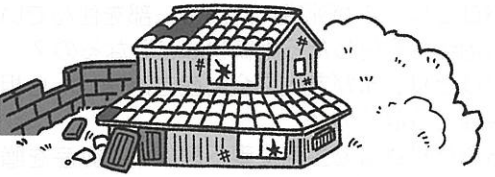
A お兄さんに、認知した子供がいないか等、あなたの他に相続人がいないか、また相続財産の取扱い等についても、希望を聞いておくことではないでしょうか。

◆法定相続人
ご質問のように、現在お兄さんが独身で、お兄さんが亡くなった時にご両親が既に他界していれば、法定相続人は妹であるあなただけになります。もっとも、あなたの知らないところでお兄さんが認知している子供がいる可能性も考えられます。その場合は、お兄さんの全財産は当該子供が相続することとなりますので、可能であれば、生前お兄さんにその旨の確認をしておいた方がよいでしょう。難しければ、お兄さんが亡くなった後に、戸籍を取得して確認しましょう。仮に認知した子供がいればその旨の記載があります。

◆相続財産
生前に、お兄さんに相続財産の整理をお願いしておくことも、後々の相

57 おひとりさまの遺産が自宅のみで、相続人が誰も取得を希望しない場合はどうなるの？

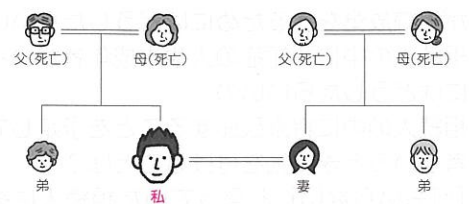
Q 母は20年前に亡くなっており、父も先日亡くなりました。父の兄（私の伯父、86歳）はまだ存命です。私は二人姉妹なのですが、2人とも海外で暮らしており、父は晩年は一人暮らしでした。実家は老朽化が激しく、場所も田舎で土地の売却先も簡単に見つかりそうにないため、実家の土地・建物は相続したくないと思っています。どうしたらよいのでしょうか？



A 相続放棄も考えられますが、管理責任等との関係で最終的には一定の費用負担が避けられない可能性があります。

31 おふたりさまがお互いに財産を全部相続させたいときはどうすればいいの？

Q おふたりさまの私たち夫婦には、それぞれ弟が1人ずついます。両親はいずれも他界しています。このような状況で、私も妻も、自分が先に死んだら、相手に全財産を相続させたいと考えています。どうしたらよいですか？



A それぞれ、相手に全財産を相続させる旨の遺言書を作成しておくことが考えられます。

◆法定相続人・法定相続分について

83 おひとりさまが死後に財産の一部を住んでいる自治体へ寄付したら相続税はどうなるの？

Q おひとりさまの私には弟がいますが、私の死後は財産の一部を生まれてからずっと住んでいる自治体へ寄付し、最後の社会貢献をしたいと考えています。この場合、寄付した財産は相続税の計算上、どのようになるのでしょうか？



A 自治体へ遺言により寄付した場合には、寄付した財産は相続財産に含めなくてよいことになっています。仮に弟が相続した財産を、自治体へ寄付した場合でも、一定の要件を満たすと寄付した財産は相続税の計算上、非課税となります。

◆遺言により自治体へ寄付した場合は、相続税が減少
相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した個人に対して課税される税金なので、自治体には課税されません。遺言により自治体等へ寄付した財産は、相続財産に含まれないこととなるため、相続税は減少します(相続1の3)。

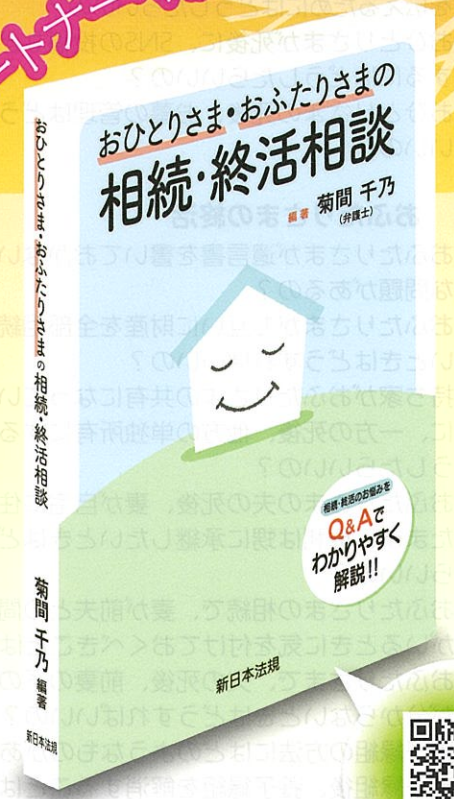
おひとりさま・おふたりさまの相続・終活相談

パートナーや親族のために!

編著
菊間 千乃 (弁護士)



先延ばしに
してきた問題を
考えてみませんか？



- ◆「おひとりさま」や「おふたりさま」の相続や終活にまつわるギモンを多数取り上げています!!
- ◆法律や税金の難しい問題も、モデルケースやイラストを用いてわかりやすく説明しています!!
- ◆相続問題のエキスパートである弁護士と税理士が執筆した信頼できる内容です!!

A5判・総頁192頁
定価 2,200円 (本体 2,000円) 送料 410円
ISBN978-4-7882-9346-5

〈電子版〉定価 1,980円 (本体 1,800円)
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

掲載内容

第1章 相続の基礎知識

- 1 相続人は誰？
- 2 遺産は誰がどれだけ相続できるの？
- 3 内縁のパートナーは相続人になれるの？
- 4 相続人が誰もいないときは財産はどうなるの？
- 5 どんな財産が遺産になるの？
- 6 海外に資産があるときに注意すべきことはなんですか？

第2章 おひとりさま・おふたりさまの相続人や相続分

- 7 おひとりさま・おふたりさまが相続で気を付けておきたいことはどんなこと？
- 8 おひとりさま・おふたりさまの相続人になる人が気を付けておきたいことはどんなこと？
- 9 おひとりさま・おふたりさまの相続では、誰が相続人になるの？
- 10 おひとりさまの異母兄弟は相続人になるの？
- 11 祖父母の代から相続手続きしていないときには相続人や相続分はどうなるの？
- 12 おふたりさまで婿養子だった夫が亡くなったときの相続人は誰になるの？
- 13 再婚同士のおふたりさまで、互いに最初の婚姻で子供がいる場合は誰が相続人になる？
- 14 おふたりさまで、夫に前妻との間に子供がいる場合、妻が先に死亡すると、妻の財産が、前妻の子に相続されるの？

第3章 おひとりさま・おふたりさまの終活

1 おひとりさまの終活

- 15 自分で財産を管理することが不安になってきたものの近くに頼れる親族がいないときはどうしたらいいの？
- 16 将来、認知症になったら、財産管理はどうしたらいいの？
- 17 おひとりさまが相続において利用できる制度にはどんなものがあるの？
- 18 おひとりさまが遺言書を作成する際に気を付けることは？
- 19 おひとりさまが自分に虐待や重大な侮辱を繰り返す親族を相続人から外すためにはどうしたらいいの？
- 20 おひとりさまが相続で疎遠な甥や姪に迷惑をかけないためにはどんな終活をしておけばいいの？

- 21 おひとりさまが死後、全財産を住んでいる自治体に寄付したいときはどうすればいいの？
- 22 おひとりさまが死後、お世話になっている知り合いに遺産を受け取ってもらいたいときにはどうしたらいいの？
- 23 おひとりさまが死後、お世話になっている知り合いに、遺産を相続してもらいたいときにはどうしたらいいの？
- 24 おひとりさまで、ペットに全財産を相続させたい場合には、どうしたらいいの？
- 25 おひとりさまが死後の遺体の引き取りを頼みたいときはどうしたらいいの？
- 26 おひとりさまが死後の遺品の整理を頼みたいときはどうしたらいいの？
- 27 おひとりさまが死後に、知り合いに死んだことを伝えるためにはどうしたらいいの？
- 28 おひとりさまが死後に、SNSの投稿などを削除するにはどうしたらいいの？
- 29 おひとりさまの死後、お墓の管理はどうしたらいいの？

2 おふたりさまの終活

- 30 おふたりさまが遺言書を書いておかないとどんな問題があるの？
- 31 おふたりさまがお互いに財産を全部相続させたいときはどうすればいいの？
- 32 持ち家がおふたりさまの共有になっているときに、一方の死後、他方の単独所有にするにはどうしたらいいの？
- 33 おふたりさまの夫の死後、妻が自宅に住み続けたまま、権利は甥に承継したいときはどうしたらいいの？
- 34 おふたりさまの相続で、妻が前夫との間に子供がいるときに気を付けておくべきことは？
- 35 おふたりさまで、夫の死後、前妻の子の連絡先が分からないときはどうすればいいの？
- 36 養子縁組の方法にはどのようなものがあるの？
- 37 養子縁組後、養子縁組を解消することはできるの？

第4章 おひとりさま・おふたりさまの相続手続

- 38 相続発生直後の手続とスケジュールは？
- 39 おひとりさまが遺言を残したか分からないときはどうすればいいの？
- 40 おひとりさまが作成した自筆証書遺言の内容がおかしいが、遺言を撤回することは可能？
- 41 遺言の内容には従わなければならないの？
- 42 相続人の話し合いで遺産分割がまとまらないときはどうしたらいいの？

- 43 相続税の申告期限がせまっているが、遺産はどうやって分けたいの？
- 44 おひとりさまの相続で、葬儀費用が足りないので金融機関から預金を引き出したいけど、どうしたらいいの？
- 45 おひとりさまの相続で、兄弟姉妹や甥・姪が相続人になる場合に収集する資料は？
- 46 おひとりさま相続で、日本国籍ではない相続人が相続放棄をするためにはどうしたらいいの？
- 47 相続人の中に認知症の人や未成年者がいるときにはどうしたらいいの？
- 48 相続人の中に将来破産することを予定している者がいるときに気を付けることは？
- 49 「何もいらない」と言っていた相続人に後から欲しいと言われたいためには？
- 50 遺産を取得しない相続人に「ハンコ代」を渡すときに気を付けることは？
- 51 おひとりさまの相続で、相続人が音信不通の場合はどうしたらいいの？
- 52 相続人の中に死亡しているのに死亡届未了で戸籍が残っている人がいた場合、どうしたらいいの？
- 53 遺産分割協議の途中で相続人が亡くなってしまったらどうなるの？
- 54 おひとりさまにどんな遺産があるか分からないときの調査方法は？
- 55 おひとりさまの遺産はどうやって管理したらいいの？
- 56 おひとりさまの借金を相続したくないときはどうしたらいいの？
- 57 おひとりさまの遺産が自宅のみで、相続人が誰も取得を希望しない場合はどうなるの？
- 58 おひとりさまから財産を相続したところ、しばらくして他人の借金の連帯保証人になっていたことが分かったときはどうしたらいいの？
- 59 おひとりさまが住んでいたアパートの大家から家賃の支払や遺品の片付けを求められたときはどうすればいいの？
- 60 突然、自治体から空き家の除却を求める通知が送られてきたときはどうしたらいいの？
- 61 遺産分割の対象である不動産や非上場株式はどのように評価されるの？
- 62 おふたりさまの一方の遺産をその父が相続するときに、先行する母の相続での父の相続放棄は考慮されるの？
- 63 遺留分とはなんですか？
- 64 生前に贈与があった場合の遺留分の考え方はどのようなになるの？
- 65 前妻との間に子供がいるが、今の妻に全財産を相続させる遺言をすると、どのような問題が生

- 66 遺留分があるはずなのに相手方が支払に応じてくれない。どうすればいいの？
- 67 遺留分侵害額請求をしたところ、相続財産のほとんどが不動産だった場合、どのように評価するの？
- 68 提示された遺留分の金額について納得がいけない場合、裁判所を通じた解決方法はどのようなものがあるの？
- 69 おひとりさまの兄の財産を他の兄弟が使い込んでいたようだが、どう調べたらいいの？
- 70 調査の結果、おひとりさまの兄の財産を他の兄弟が使い込んでいたのだが、どうすれば取り戻せるの？

第5章 おひとりさま・おふたりさまの相続税

- 71 相続税はどのように計算するの？
- 72 相続税の申告・納税はいつまでに行えばいいの？
- 73 おひとりさま・おふたりさまの相続税で特に気を付けておくことは？
- 74 税金は相続税だけを考えていけばいいの？
- 75 再婚同士のおふたりさまの相続で互いに前婚の子供がいる場合に注意することは？
- 76 事実婚の妻が遺言により取得した遺産にかかる相続税はどうなるの？
- 77 事実婚の妻を受取人とした生命保険、相続税はどうなるの？
- 78 夫の全財産を取得した場合でも他の相続人と一緒に相続税を申告しないといけないの？
- 79 おふたりさまの相続で、妻が相続するときに利用できる相続税の優遇措置はあるの？
- 80 相続人が一括して相続税を払えない場合はどうすればいいの？
- 81 海外に居住している相続人にも相続税はかかるの？
- 82 もし甥や姪を養子に迎えたとしたら、何か相続税に影響はあるの？
- 83 おひとりさまが死後に財産の一部を住んでいる自治体へ寄付したら相続税はどうなるの？
- 84 おひとりさまが友人に全財産を遺贈したら相続税はどうなるの？
- 85 おふたりさまで生前に妻へ居住用不動産を贈与した場合はどうなるの？

各位

『実務書のご案内について』

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、このたび弊社より発行の下記図書をご案内申し上げます。
つきましては、別添のカタログを参照の上、ご希望の向きは下記要領にてお申込みください。謹白

記

1. 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。
2. 納品方法 弊社より直接納品いたします。
3. 代金支払 代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。
また、請求書に記載されているバーコードからスマホ専用アプリ「PayPay」「auPAY」「d払い」「LINE Pay」「楽天ペイ」でもお支払いいただけます。
4. 問合せ先 新日本法規出版株式会社 北日本支社 札幌営業所 北日本営業一課 担当 永井秀明
〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番

コンタクトセンター 0120-089-339 **FAX 011-281-4467**

新日本法規出版(株) 北日本営業一課 担当 行

申 込 書

書籍コード 書籍区分	書 名	価 格 (税込)	送料	申込部数
No. 679 ※加除式 全1巻	2024年7月発行 高齢者 相談対応マニュアル 一財産管理・相続・遺言・生活支援等一 追録購読者特典 書式データ ダウンロードサービス・加除式電子版閲覧サービス付 ※ご注意※ 今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。 追録は年1~2回発行、価格は1号数につき約4千円程度の費用が別途必要です。なお、追録の発行回数、価格は法改正により変動しますのでご了承ください。	14,300円	730円	部
	5100332 単行本			
5100318 単行本	2024年4月発行 おひとりさま・おふたりさまの 相続・終活相談	2,200円	410円	部
5100328 単行本	2024年6月発行 法人形態・事業展開からみた 公益法人等の収益事業判断393事例	4,290円	410円	部
5100300 単行本	2023年10月発行 ケース別 地域社会の迷惑行為 困難事案対応のヒント	3,520円	410円	部

※斡旋価格は本申込書のご利用の場合に限ります。2部以上お申込の場合、送料は発行所負担といたします。

□注意事項を確認し、代金後払いにて申込みます。

□現品を見てから購入を検討します。(※発行所よりご担当者様宛にご連絡いたします。)

※加除式書籍をご購入の際は、いずれかに、☑を入れてご送信ください。

(〒 -) 年 月 日

ご住所

名 称

部署名

ご担当者

印

電 話

FAX

※ お客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど弊社の営業活動に限って使用させていただいております。情報の訂正が必要な場合、またはダイレクトメール等がご不要な場合は弊社までご連絡ください。

※ お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

支社	社員コード						実施No.	納本	請求	入金	納区	案内	記号	請区	請時
1	0	9	7	1	0	0	2	41160							